

令和7年度 かがわスマートハウス促進事業補助金 手続の手引

予約の受付期間

令和7年5月12日(月) ~ 令和8年2月27日(金)
(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

申請の受付期間

令和7年5月12日(月) ~ 令和8年3月31日(火)

香 川 県

ご注意

- ・補助金の申請等をするときには、必ずこの「**手続の手引**」をよくお読みの上、手続を行っていただきますようお願いいたします。
- ・令和7年度補助金の手続に令和6年度以前の様式は使用できませんので、必ず令和7年度の様式を使用してください。
- ・様式や手続については、年度の途中で改正される場合があります。最新の情報については、**県ホームページ**でご確認の上、手続を行ってください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/r7kagawasmarthouse.html>

令和6年度からの主な変更点

【工事着手】

令和7年4月1日以降に補助対象設備の工事に着手した事業が補助対象となります。

【交付申請】

補助事業完了後、3ヶ月以内に交付申請書兼請求書を提出してください。

※補助事業の完了日は、補助対象設備の領収書の日付、電力受給開始日、保証開始日のいずれか遅い日となります。

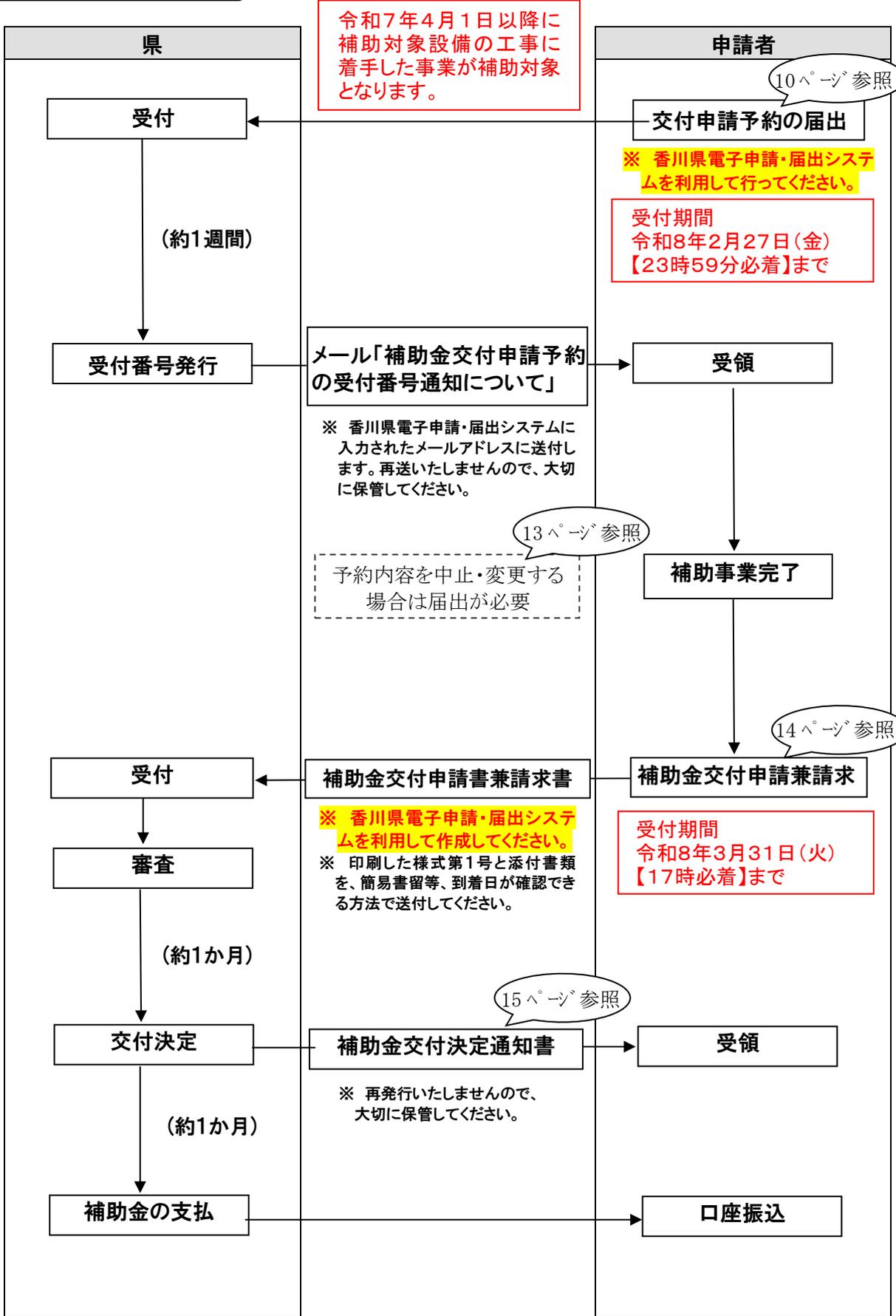
【断熱改修】

太陽光発電設備を同時設置する場合の加算は廃止します。

<<< 目 次 >>>

1. 手続の流れ	1
2. 補助の対象となる設備	2
3. 補助金額	4
4. 補助金の申請ができる方	8
5. 他の補助金との重複受給	9
6. 補助金の予約	10
7. 手続の代行	11
8. 受付番号の通知	11
9. 設置工事(引渡し)	12
10. 電力会社との電力受給契約の締結	12
11. 補助事業の変更、中止	13
12. 補助金の申請兼請求	14
13. 補助金の交付決定	15
14. 補助金の支払	15
15. 補助事業の完了後に守っていただく事項	16
16. 書類の提出方法	17
様式集	18
令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱	46
香川県補助金等交付規則	53
県税の完納証明書の発行場所のご案内	57

1. 手続の流れ



2. 補助の対象となる設備

令和7年4月1日より前に工事着手している設備は、補助対象外となります。

【ZEH】

ZEHを新築する又は新築のZEH(売買契約締結時点で建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないZEH)を購入するものであって、次の①及び②の要件を満たすもの

- ① BELS等の第三者評価により、ZEHの評価・認証を受け、ZEHロードマップにおけるZEHの定義(ZEH+、ZEH、NearlyZEH)を満たすことが証明できる住宅であるもの
- ② 戸建住宅であるもの

【蓄電池】

蓄電池から供給される電気を当該蓄電池が設置される住宅において消費することを目的として設置されるものであって、次の①～⑤の要件を満たすもの

- ① 国の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
- ② 自家消費型太陽光発電設備と連系されるもの
- ③ 蓄電池・電力変換装置は未使用品であるもの
- ④ 既存住宅に設置されるもの(ただし新築のZEHに設置する場合は対象とする)
- ⑤ 戸建住宅に設置されるもの

【V2H】

V2Hを介して電気自動車等から供給される電力が、住宅で消費されるものであって、次の①～⑤の要件を満たすもの

- ① 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金において、補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの
- ② 自家消費型太陽光発電設備と連系されるもの
- ③ V2Hは未使用であるもの
- ④ 既存住宅に設置されるもの(ただし新築のZEHに設置する場合は対象とする)
- ⑤ 戸建住宅に設置されるもの

【断熱改修】

外気と直接接している全ての窓及び玄関ドアを改修する工事をするもの(ただし、下記に該当する窓及び玄関ドアの改修は必須としない)であって、次の①～③の要件を満たすもの

- ・居室及び浴室以外に設置されている窓及び玄関ドア
- ・300×200mm 以下のガラスを用いた窓
- ・換気を目的としたジャロジー窓や換気小窓(障子を閉めた状態で換気を行うことができる、障子に組み込まれた小窓をいう)
- ・天窓、ガラスブロック
- ・工事請負契約締結時点で、①の国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている製品が設置されている窓及び玄関ドア

① 下記の国の断熱リフォームに係る支援事業において、補助対象製品として登録されている窓(ガラスを含む)及び玄関ドアを設置するもの

- ・子育てグリーン住宅支援事業
- ・先進的窓リノベ事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業

② 窓及び玄関ドアは未使用品であるもの

③ 既存住宅を改修するもの

※令和6年度かがわスマートハウス促進事業補助金を利用して断熱改修を実施した住宅においては、令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金の申請をすることはできません。



■リースによる設置の場合は、補助金の交付は受けられません。

3. 補助金額

【ZEH】

20万円（補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費が補助額）

- ・補助対象経費は、ZEHの新築又は購入に係る経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）
- ・補助金の申請に係る手数料は補助対象外となります。
- ・国や市町が実施する他のZEH補助金との併用は可能
- ・下記のいずれかに該当する場合、5万円を加算

- ①子育て世帯（令和7年4月1日時点又は交付申請書兼請求書提出時点で18歳未満の子を有する世帯）
- ②複数世代同居（令和7年4月1日時点又は交付申請書兼請求書提出時点で65歳以上の者が直系血族又はその配偶者と同居していること）

※①及び②を重複して加算することはできません。

【蓄電池】（自家消費型太陽光発電設備と連系され、既存住宅又は新築のZEHに設置されるもの）

補助対象経費の1/10（上限10万円）（千円未満の端数は切捨てとします。）

- ・補助対象経費は、蓄電池本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）

※「自家消費型太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）及びFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しない又は調達期間・交付期間が満了している設備であり、発電した電力の30%以上を自家消費するものとします。FIT制度の調達価格・FIP制度の基準価格での売電期間中に設置するものは補助対象外となります。

※「新築住宅」とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建築工事の完了日から起算して1年を経過したものを除く）とします。

【V2H】(自家消費型太陽光発電設備と連系され、既存住宅又は新築のZEHに設置されるもの)

10万円 (補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象経費が補助額)

・補助対象経費は、V2H本体及び付属機器の購入並びに設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)

【断熱改修】(居室及び浴室に設置されている外気に直接接する窓及び玄関ドアの改修は必須)

20万円 (補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費が補助額)

・補助対象経費は、窓・玄関ドア本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費(既存機器の撤去・処分費、補助対象設備の設置に直接関係のない工事費及び消費税・地方消費税を除く)から国・他の地方公共団体の類似の補助金の額を控除して得た額

【 補助対象経費 = 断熱改修に要する経費 - 国等の補助金の額 】

例:断熱改修に要する経費が40万円、国等の補助金の額が25万円の場合
→補助対象経費は15万円であるため、補助金額は15万円となります。

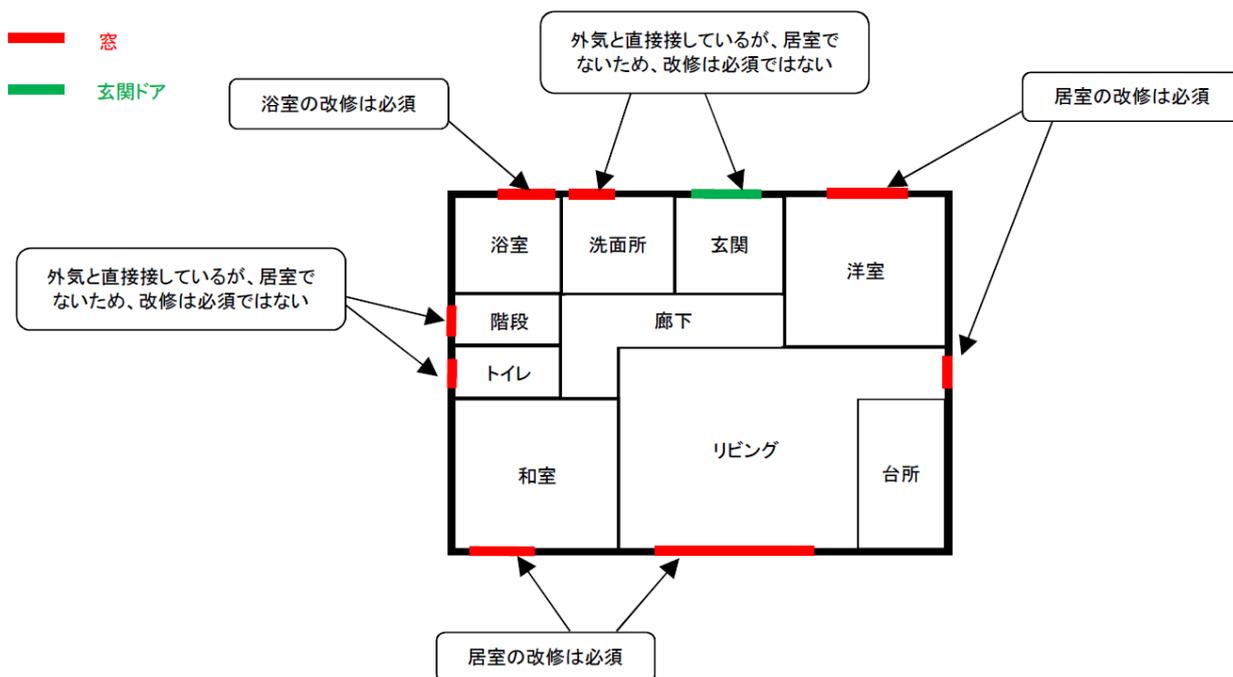
・運搬費、諸経費、玄関ドア以外のドア(勝手口ドア、テラスドア等)の改修に係る費用、断熱改修に直接関係のない設備(網戸、クレセント等)の設置に係る費用は、補助対象外となります。

・下記のいずれかに該当する場合、5万円を加算

- ①子育て世帯(令和7年4月1日時点又は交付申請書兼請求書提出時点で18歳未満の子を有する世帯)
- ②複数世代同居(令和7年4月1日時点又は交付申請書兼請求書提出時点で65歳以上の者が直系血族又はその配偶者と同居していること)

※①及び②を重複して加算することはできません。

・改修が必須となる窓及び玄関ドアについては、下記の図を参照してください。



※「居室」とは、**居住、執務、作業、集会、娯楽**その他これらに類する目的のために**継続的に使用する室**とします。

居室の例：居間、寝室、応接室、書斎など

居室として取り扱わない例：玄関、廊下、階段室、便所、手洗所、物置、納戸など
他の部屋と間仕切等で明確に区画されている台所

＜補助金併給が可能な組み合わせ＞

	ZEH (新築のみ)	蓄電池 (既存のみ) ※ただし、新築 のZEHに設置す る場合は補助対 象とする	V2H (既存のみ) ※ただし、新築 のZEHに設置す る場合は補助対 象とする	断熱改修 (既存のみ)	合計額
補助上限額	20万円 (子育て世帯等 加算+5万円)	10万円	10万円	20万円 (子育て世帯等 加算+5万円)	
パターン1	○ (自家消費型太 陽光発電設備 の場合に限る)	○			30～35万円
パターン2	○ (自家消費型太 陽光発電設備 の場合に限る)		○		30～35万円
パターン3		○		○ (自家消費型太 陽光発電設備 の場合に限る)	30～35万円
パターン4			○	○ (自家消費型太 陽光発電設備 の場合に限る)	30～35万円

※上記の4パターン以外の組み合わせの補助金の併用はできません(ZEHと断熱改修の補助金の併給、蓄電池とV2Hの補助金の併給は不可です)。

例1:新築住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する場合

→どちらも補助対象とはなりません。

例2:新築のZEHに自家消費型太陽光発電設備に連系する蓄電池を設置する場合

→補助額はZEH20万円(子育て世帯等加算対象の場合25万円)と蓄電池10万円を合わせた30万円(子育て世帯等加算対象の場合35万円)となります。

4. 補助金の申請ができる方

補助金の申請ができる方は、次の全てに該当する必要があります。

- ① 県内の住宅(店舗、事務所等との兼用を含む)において、補助事業(ZEHの新築又は購入、蓄電池・V2Hの設置、高性能建材を用いた断熱改修)を行う**個人**であること
- ② 県税(個人住民税を含む)の滞納がないこと
- ③ 補助対象設備を設置する住宅に、太陽光発電設備を設置している又は設置する予定の場合は、J-クレジット制度に基づき県が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)※」に入会すること、又は入会していること(入会要件を満たす場合に限る)

環境省が実施する ZEH 支援事業の交付申請時、「J-クレジット化の意思表示」の「実施先」の項目において、「それ以外で実施」を選択していることをご確認ください。

「J-グリーン・リンケージ倶楽部にて実施するため、J-グリーン・リンケージ倶楽部及び国への申請者に係る個人情報の提供を了承します」を選択した場合、「かがわスマートグリーン・バンク」への入会要件を満たしません。

- ④ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)

※「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」の詳細については、ホームページをご確認ください。(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/kgawasumaguri.html>)

5. 他の補助金との重複受給

ZEH・V2H・断熱改修については、他の補助金との重複受給を制限していません。

蓄電池については、国の補助金や市町が独自の予算で実施する補助金との重複受給は制限していませんが、高松市・土庄町・綾川町が国の交付金を活用して実施する補助金との重複受給はできません。

○市町が独自の予算で実施する太陽光発電設備の設置等に係る補助金(重複受給可)

受付を終了している場合もありますので、手続など詳しくは市町の担当窓口にご確認ください。

	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	断熱改修	太陽熱	問合せ先
高松市	—	21万円 ※蓄電池と同時設置する場合	6万円 ※太陽光と連系する場合	6万円 ※太陽光と連系する場合	15万円 窓のみ改修する場合は5万円	—	ゼロカーボンシティ推進課 (087-839-2393)
丸亀市	2万円/kW 新築上限8万円 既築上限10万円	20万円	8万円	5万円	—	補助対象経費の1/10 上限3万円 強制循環型の場合は上限10万円	生活環境課 ゼロカーボン推進室 (0877-24-8809)
坂出市	2.5万円/kW 上限10万円	100万円	補助対象経費の1/10 上限10万円	—	—	—	生活環境課 (0877-46-4503) ZEHは政策課 (0877-44-5001)
善通寺市	2.5万円/kW 上限10万円	—	補助対象経費の1/10 上限10万円	—	—	—	環境課 (0877-63-6307)
観音寺市	5万円 蓄電池と同時設置の場合20万円	20万円 子育て世帯(40歳以下)の場合20万円加算 蓄電池を設置しない場合5万円減算	5万円 太陽光と同時設置の場合20万円	10万円	—	—	生活環境課 (0875-25-2698)
さぬき市	2万円/kW 上限8万円	20万円	補助対象経費の1/3 上限8万円	補助対象経費の1/3 上限5万円	—	—	生活環境課 (087-894-1119)
東かがわ市	5万円/kW 上限10万円	20万円	補助対象経費の1/10 上限10万円	補助対象経費の1/10 上限10万円	—	—	環境衛生課 (0879-26-1226)
三豊市	2万円/kW 上限10万円	25万円 市内業者と契約の場合30万円加算	10万円	10万円	—	—	環境衛生課 脱炭素推進室 (0875-24-8445)
土庄町	4万円/kW 上限16万円	—	—	—	—	—	住民環境課 (0879-62-7010)
小豆島町	4万円/kW 上限16万円	—	補助対象経費の1/10 10万円	—	—	—	住まい政策課 (0879-82-7011)
三木町	4万円/kW 上限8万円	—	8万円	—	—	—	環境下水道課 (087-891-3315)
直島町	5万円/kW 上限20万円	—	補助対象経費の1/10 上限20万円	—	—	—	環境水道課 (087-892-2225)
宇多津町	3万円/kW 上限12万円	—	8万円	—	—	—	住民生活課 (0877-49-8000)
綾川町	2.5万円/kW 上限10万円	—	14万円	—	20万円 窓のみ改修する場合は5万円	—	住民生活課 (087-876-1114)
琴平町	5万円/kW 上限10万円	—	補助対象経費の1/3 上限10万円	—	—	—	住民福祉課 (0877-75-6707)
多度津町	3.5万円/kW 上限7万円	—	—	—	—	—	住民環境課 (0877-33-4480)
まんのう町	5万円/kW 上限10万円	—	補助対象経費の1/3 上限10万円	—	—	—	住民生活課 (0877-73-0123)

6. 補助金の予約

電子申請

補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ、**補助金交付申請予約の届出**を行ってください。

交付申請予約の届出の受付期間は、**令和8年2月27日(金)[23時59分必着]**までです。なお、8月以降は月曜日から金曜日まで(ただし、祝日と年末年始(12月29日から翌年1月3日)は除く)の受付に変更します。

受付は**先着順**とします。**予約受付額が予算額に到達した場合、それ以降の予約については補欠とし、予約の取下げが生じたこと等により、受付が可能となったときにその旨を連絡します。ただし、補欠は補助対象設備ごとに30件を上限とし、補欠の件数が上限に到達したときは、予約の受付を終了します。**

※ 補助金の予約は電灯契約(電力受給契約)1件ごとに行う必要があります。

① 補助金交付申請予約の届出

香川県電子申請・届出システムを利用して、ア～ウの事項を届け出てください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9287

ア 届出者の氏名・住所 (予約後に変更はできません。)

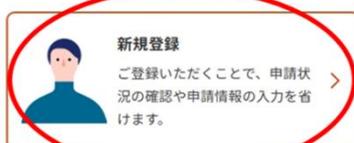
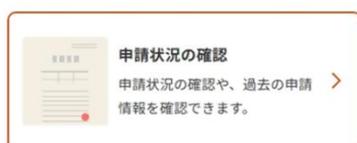
イ 補助対象設備・補助金の額

ウ 手続代行者に関する情報 (手続きを代行させる場合に限る。)

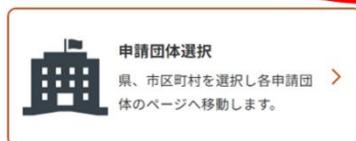
※香川県電子申請・届出システムを利用するためには、**利用者登録**が必要です。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay)

オンラインで申請手続き・申請状況を確認する



まずはここから利用者登録をしてください。



② 補助金交付申請予約の届出の添付書類

香川県電子申請・届出システムを利用して、**届出者が契約者である工事請負契約書(注文書及び注文請書を含む。)**又は**売買契約書の写し**を添付してください。

※契約書の本文で補助対象設備の購入が確認できない場合は、付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。



■必要に応じて説明、訂正を求める場合があります。

■届出内容に不備があった場合、内容の修正をしていただく必要がありますので、届出に当たっては入力内容に誤りがないかよくご確認ください。

7. 手続の代行

この補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付申請予約の届出、交付申請等について、設置しようとする補助対象設備の販売事業者等に対して、これらの事務手続を代行してもらうことができます。

事務手続を代行してもらう場合には、補助金交付申請予約の届出、交付申請書兼請求書等の「手続代行者」欄への入力が必要です。この欄に入力がない場合は、手続の代行は認められません。

手続代行者の方へ

- **手続代行者は、電話等による県からの問合せに回答できる者**としてください。名刺や別紙等を提出することにより実際のお問合せ先を「手続代行者」欄に記載の者と別にすることは認められません。
- 手続代行者は、事務手続を誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて得た依頼者の情報は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従って取り扱うものとします。
- 県は、手続代行者が、県の定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとしますので、その旨を了承の上、手続代行を行ってください。

8. 受付番号の通知

県は、補助金交付申請予約の届出の内容を確認し、**香川県電子申請・届出システムに入力されたメールアドレスに「補助金交付申請予約の受付番号通知について」というメールを送付します。**

受付番号は、補助金交付申請予約の届出が県に到達してから**約1週間後**に発行します。ただし、補助金交付申請予約の届出(添付書類を含む)に不備・不足がある場合は、この限りではありません。

交付申請書兼請求書等を作成するときに、**受付番号の入力が必要になります**ので、メールは削除しないよう保管してください。**メールの再送はいたしません。**



■ 受付番号の通知は、補助金の支払を確約するものではありません。**適正な交付申請書兼請求書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するもの**とします。

9. 設置工事(引渡し)

令和7年4月1日以降に、補助の対象となる設備の設置工事に着手(建売の場合は引渡し)してください。

ただし、ZEHの場合は、ZEHを構成する設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備)の工事の着手が、令和7年4月1日以降でなければなりません。太陽光発電設備の工事着手が令和7年4月1日以降であっても、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工事着手が令和7年4月1日より前である場合は、補助の対象となりません。

令和7年4月1日以降であれば、予約前に工事に着手していても補助対象となります。



■令和7年4月1日より前に、補助の対象となる設備の工事に着手した場合は、補助の対象となりません。ただし、ZEHの場合、ZEHを構成する設備以外の工事(基礎工事等)の着手は令和7年4月1日より前でもかまいません。

10. 電力会社との電力受給契約の締結

ZEH又は蓄電池・V2Hで太陽光発電設備を新たに設置する場合は、令和7年4月1日以降で、電力会社との電力受給契約を締結していただく必要があります。

■電力受給契約については、お近くの電力会社にお問い合わせください。

○四国電力 https://www.yonden.co.jp/nw/renewable_energy/procedure/under50kw.html

○中国電力 <https://www.energia.co.jp/nw/energy/kaitori/flow/>



■交付申請書兼請求書の受付期間中に電力受給開始する必要があります。
■電力会社との電力受給契約には、申込みをしてから期間を要する場合がありますので、早めに電力会社に申込みを行い、工事完了から電力受給開始までに要する期間を確認の上、電力受給開始が交付申請書兼請求書の受付期間中に間に合うよう設置工事を計画してください。

11. 補助事業の変更、中止

電子申請

受付番号の受領後に、補助事業の内容を変更するとき、補助事業を中止・廃止しようとするときは、次の手続が必要です。

(1) 補助事業の内容を変更するとき

- ① 補助対象設備の機種変更等の理由により、補助金額が変更となる場合
- ② 補助事業を追加する又は補助事業の一部を中止する場合
- ③ 加算額を変更する場合

は、香川県電子申請・届出システムを利用して、交付申請予約変更の届出を行ってください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9325

交付申請予約変更の届出には、工事請負契約書等の写し(契約内容の変更を確認できるもの)を添付してください。

交付申請書兼請求書の提出前までに、交付申請予約変更の届出を行っておく必要があります。

ただし、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるとき(予約受付額が予算額に到達しているとき)は、補助金の額の増額を伴う変更は認められませんのでご注意ください。



■ 交付申請予約の届出者(=補助対象設備の購入者、電力受給契約者)を、予約後に変更することはできません。
届出者を変更する場合は、予約を一旦、取り下げた上で、改めて予約する必要があります。

(2) 補助事業の全てを中止するとき

香川県電子申請・届出システムを利用して、交付申請予約の取下げを行ってください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9321

12. 補助金の申請兼請求

電子申請及び郵送・持参

補助対象設備の設置(又は引渡し)や電力会社との電力受給契約の締結(電力受給開始)が完了した場合は、香川県電子申請・届出システムを利用して、**交付申請書兼請求書**を作成し、添付書類とあわせて提出していただく必要があります。

交付申請書兼請求書の受付期間は、**令和8年3月31日(火)【17時必着】**までです。

※**交付申請書兼請求書は、補助事業完了後、3ヶ月以内に提出してください。**

※**香川県電子申請・届出システムに入力しただけでは、申請したことにはなりません。印刷した交付申請書兼請求書(様式第1号)と添付書類をすべてそろえた状態で、県に郵送又は持参したときに、受付となります。電子申請・届出システムに入力後は、速やかに添付書類をご提出ください。**

受付期間中に提出いただけない場合、補助金の交付を受けることができなくなります。

ZEH又は蓄電池・V2Hで太陽光発電設備を新たに設置する場合、受付期間中に電力受給契約を締結し、受給開始しておく必要があります。

電力会社との電力受給契約の締結(電力受給開始)に遅れがないよう十分注意して設置工事を計画してください。

また、交付申請書兼請求書の内容について県から問合せを行う場合がありますので、**提出書類は必ず写しを保管**してください。

① 交付申請書兼請求書(様式第1号)

<様式は19ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

香川県電子申請・届出システムを利用して作成してください。

出力したPDFを印刷し、添付書類とあわせて郵送又は持参で提出してください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9320

申込完了

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書兼請求書の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。
下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号	
パスワード	

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

※ここから印刷してください。

② 交付申請書兼請求書の添付書類

交付申請書兼請求書には、27ページの別表1の書類を添付してください。

※個人住民税の完納証明書は、市町が発行する下記の書類でも受理します。

※市町をまたぐ転居をされた場合は、前住所の市町で証明を受けなければならない場合がありますのでご注意ください。

高松市	滞納無証明書
丸亀市	滞納のない証明書
坂出市	完納証明書
善通寺市	滞納のない証明書
観音寺市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
さぬき市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
東かがわ市	完納証明書
三豊市	完納証明書
土庄町	納税(完納)証明書
小豆島町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
三木町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
直島町	滞納のない証明書
宇多津町	完納証明書
綾川町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
琴平町	滞納のない証明書
多度津町	滞納のない証明書
まんのう町	滞納のない証明書



■ 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

■ 提出いただいた書類に不備があった場合、差替え書類を新たに再提出していただく必要がありますので、提出に当たっては記載内容をよくご確認ください。

13. 補助金の交付決定

県は、提出された交付申請書兼請求書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、「補助金交付決定通知書(様式第3号)」を、**補助事業者(申請者)あてに郵送します。(手続代行者あてではありません)**

交付決定の内容について、可能な限り申請者・手続代行者双方で共有するように努めてください。

この補助金交付決定通知書により、補助金の額が確定します。

補助金交付決定通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

14. 補助金の支払

県は、補助金交付決定通知書を発行してから**約1か月後**に、指定いただいた口座に補助金を振り込みます。

15. 補助事業の完了後に守っていただく事項

① 財産の適正管理と処分制限

この補助金により設置した設備は、補助金の交付の目的にしたがって適正に管理しなければなりません。

やむを得ない理由により、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第6号)を提出し、知事の承認を受ける必要がありますので、事前に県までご相談ください。

<様式は26ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

また、補助金の一部について返還を求める場合があります。

連絡先:香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室
電話:087-832-3851(直通)

なお、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、設備が壊れたり(毀損)、失われた(滅失)ときは、知事に「財産毀損・滅失届出書」(様式第5号)を提出していただく必要がありますので、その場合も県までご相談ください。

<様式は25ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

② 実地調査

県は、必要に応じて、補助金の支払後においても実地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、この補助金に関して不正が発覚した場合には、補助の取消しや補助金の返還等が命じられますので、ご注意ください。

③ アンケート調査

県では、地球温暖化防止対策の参考とするため、補助事業者を対象として、アンケート調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

16. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部で、下記の点に注意の上、簡易書留や一般書留、又は、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。(FAXや電子メールによる提出は受け付けません。)

また、県から問合せを行う場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しを保管してください。

(1) 信書を送達できる者により送付すること

交付申請書兼請求書等は「信書」(「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」をいいます。)に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。

- ① 郵便事業株式会社(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条)
- ② 総務大臣の許可を受けた信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条)

(2) 配達記録が確認できる方法で送付すること

交付申請書兼請求書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、補助事業者(申請者)において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんので、ご注意ください。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「補助金交付申請書兼請求書在中」等と記載してください。

【送付先】

〒760-8570 (県庁専用郵便番号ですので、郵送の場合は住所の記載は不要です)
高松市番町四丁目1番10号
香川県 環境政策課 カーボンニュートラル推進室



- 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
- 持参の場合は、書類の受取のみの対応となります。(その場での審査は行いません。)

【 様式集 】

様式第1号 交付申請書兼請求書	19
様式第2号 誓約書	22
様式第3号 交付決定通知書	23
様式第4号 不交付決定通知書	24
様式第5号 財産毀損・滅失届出書	25
様式第6号 財産処分承認申請書	26
別表1補助金交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト	27
別表1-1補助金交付申請書兼請求書の必要書類リスト	29
別表1-2補助金交付申請書兼請求書の必要書類について	31
納税証明書交付請求書(県税)(見本)	36
証明願(個人住民税)	37
別添 断熱改修 登録製品情報	39
出力対比表(書式例)	40
平面図(作成例)	43
出荷証明書(書式例)	44
設置費に関する領収書見本	45

香川県知事 殿

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書兼請求書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者情報

申請者	申請日	令和		年		月		日	
	受付番号								
	申請方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者							
	郵便番号	〒 -							
	住所	※住民票に記載された住所をお書きください。							
	氏名	※住民票の表記のとおりに記載してください。							
	電話番号								
	メールアドレス								
手続代行者	申請方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金申請の手続行為を委任します。 ※申請者本人が申請する場合は記載不要。								
	会社								
	支店・営業所名								
	代表者名								
	担当者名								
	電話番号								
メールアドレス									

2 申請概要

申請対象	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 建売							
	補助金申請額								
	(内訳)	ZEH		, 0 0 0 円	蓄電池		, 0 0 0 円		
		V2H		, 0 0 0 円	断熱改修		, 0 0 0 円		
	着工日	年 月 日							
	完了日	年 月 日							
	設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（下記に記載）							
	郵便番号	〒 -							
住所									

(1) ZEH概要

補助対象経費	円 (税抜)
--------	--------

加算要件

<input type="checkbox"/> 子育て世帯加算	<input type="checkbox"/> 複数世代同居加算	<input type="checkbox"/> 無し
----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------

(2) 蓄電池概要

補助対象経費	円 (税抜)		
設置機器	パッケージ型番	蓄電容量	. kWh

(3) V2H概要

補助対象経費	円 (税抜)	
設置機器	型式	

(4) 断熱改修概要

補助対象経費※(A) = (B) - (C)	断熱改修に要する経費 (B)	国補助金等の交付額 (C)
円 (税抜)	円 (税抜)	円

加算要件

<input type="checkbox"/> 子育て世帯加算	<input type="checkbox"/> 複数世代同居加算	<input type="checkbox"/> 無し
----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------

設置した対象設備

区分	番号※	登録事業	登録型番・登録番号
窓 ・ ガ ラ ス	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	⑫		
	⑬		
	⑭		
	⑮		
ド ア	①		
	②		

※番号は平面図に記載した施工番号と一致させてください。

(5) 太陽光発電設備概要

設置方式	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> その他						
導入費用	円 (税抜)						
公称最大出力の合計値	. kW (小数点以下2桁未満は切捨て)						
電力受給開始日	年 月 日						
パワーコンディショナの台数に応じて、下記を記載してください。							
定格出力	kW	メーカー		型式		製造番号	
定格出力	kW	メーカー		型式		製造番号	
定格出力	kW	メーカー		型式		製造番号	

3 振込先口座

(金融機関名)				(本・支店、営業所等名)			
預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号				
口座名義			※カタカナで記入してください。				

※姓と名の間に1つの全角スペースを入れること。
様式第2号 (第9条関係)

令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請に係る誓約書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第15条に基づき交付決定の取消し、又は補助金の返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、香川県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。
2. 補助対象設備を設置する家屋は、居住する又は居住する予定の住宅(店舗等との兼用を含む。)であり、賃貸化するものではありません。
3. 補助対象設備を設置した建物には、他に所有者はいません。他に所有者がいる場合は、設置についての承諾を受けています。
4. 補助対象設備は、令和7年4月1日より前に工事着工(建売の場合は建物引渡し)を行っていません。

5. 補助対象設備の設置場所について、契約書等に記載の設置場所、電力受給契約書に記載の受給地点、住民票又は建物の登記簿謄本に記載の住所はすべて同一の場所です。

【住所表記が一致しない場合】該当する理由をチェックしてください。

契約時に地番が確定していなく、予定地番を記載していたため

契約時に住居表示が確定していなく、地番を記載していたため

その他(_____)

6. 補助対象設備が蓄電池又はV2Hである場合、連系される太陽光発電設備については、固定価格買取制度（FIT）、FIP（Feed-in Premium）制度を活用しません。または、FITの調達期間、FIPの交付期間が終了しています。

7. 補助対象設備が蓄電池又はV2Hである場合、連系される太陽光発電設備については、発電した電力の【 _____ %】を、申請した住宅の敷地内で自ら消費します。

※想定される自家消費割合を記入してください。ただし、30%以上でなければなりません。

8. 補助金の申請にあたり、J-クレジット制度に基づく県が運営する「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」に入会することを理解しました（入会要件を満たす場合）。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

香川県知事 殿

住所 _____

氏名（自署） _____

番 号
年 月 日

様

香川県知事

かがわスマートハウス促進事業補助金交付決定通知書

令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業補助金については、下記のとおり交付決定したので、令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助金の額 金 円

3 交付決定日

4 交付の条件

- (1) 補助事業により取得した財産について、補助事業の完了日より Z E H 及び断熱改修設備は 10 年間、蓄電池及び V 2 H は 6 年間、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- (2) 知事が (1) の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じて返還しなければならない。
- (3) 補助事業者は、香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 上記に掲げるもののほか、香川県補助金等交付規則及び令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱の定めに従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

香川県知事

かがわスマートハウス促進事業補助金不交付決定通知書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金については、交付しないことと決定したので、令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

決定の理由

--

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

財産毀損・滅失届出書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金により取得した財産が次のとおり毀損・滅失したので、令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 交付決定番号

		—				
--	--	---	--	--	--	--

2 財産取得年月日

			年			月			日
--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

3 毀損・滅失の内容（状況）

4 毀損・滅失の時期

年 月 日

※ 毀損・滅失の状況が分かる現況写真その他参考となる資料を添付すること。

別表1 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト

申請者氏名	
-------	--

※別表 1-1 及び 1-2 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必要書類内訳	チェック欄			
		ZEH	蓄電池	V2H	断熱改修
1	交付申請書兼請求書（様式第1号）				
2	誓約書（様式第2号）				
3	住民票（ 原本 ） ※マイナンバーの記載が無いもの ※子育て世帯又は複数世代同居による加算を受ける場合、 世帯全員分の住民票（続柄の記載有）が必要				
4	県税の完納証明書（ 原本 ）				
5	個人住民税の完納証明書（ 原本 ）				
6	工事請負契約書の写し ※変更契約書の場合、当初の契約書も必要 ※契約書のみでは補助対象経費、太陽光発電設備の導入費用が確認できない場合、見積書や内訳書が必要				
7	領収書の写し				
8	電力受給契約確認書の写し ※蓄電池又はV2Hの場合は、FITを利用しないこと又は固定価格買取期間が終了していることがわかるもの ※ZEHでFITを利用する場合は、「受給開始のお知らせ」及び「電力受給契約のご案内」が必要			/	
9	出力対比表		/	/	/
10	建物全体のカラー写真				
11	太陽電池モジュールの設置カラー写真 ※写真でモジュールの枚数が確認できない場合、システム配置図（割付図）が必要		/	/	/
12	パワーコンディショナの型式・製造番号・定格出力が確認できる資料 （カラー写真、保証書の写し、検査成績証の写しのいずれか） ※蓄電池又はV2Hの場合、かがわスマートグリーン・バンクの入会要件を満たすときのみ必要				/

13	B E L S の評価書の写し				
14	建物の登記簿謄本（ 原本 ） ※ZEH で建売住宅を購入する場合に必要 ※断熱改修の場合に必要 ※住民票住所以外の場所に設置する場合に必要				
15	蓄電池の設置カラー写真				
16	蓄電池の保証書の写し （型式名、製造番号、保証開始日が確認できるもの）				
17	V 2 H の設置カラー写真				
18	V 2 H の保証書の写し （型式名、製造番号、保証開始日が確認できるもの）				
19	建物の平面図 （窓及び玄関ドアの位置が確認できるもの）				
20	窓及び玄関ドアの改修後のカラー写真				
21	窓及び玄関ドアの出荷証明書				
22	振込先口座が確認できる通帳等の写し				
23	かがわスマートグリーン・バンク入会届 ※入会要件を満たさない場合は不要 ※蓄電池の設置が「有」の場合は、型式や容量が確認できる資料の添付が必要				

 …場合によっては不要

別表 1-1 をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表1-1【補助金交付申請書兼請求書の必要書類リスト】

※申請書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

●…必須の書類、△…場合によっては不要な書類 **(必ず備考欄を読むこと)**

	提出書類	ZEH	蓄電池	V2H	断熱改修	備考	参照頁
	提出書類チェックリスト ※ご提出いただく書類をご自身でも必ずご確認「✓」ください	●	●	●	●	別表1	
1	交付申請書兼請求書	●	●	●	●	様式第1号	
2	誓約書	●	●	●	●	様式第2号	
3	住民票(原本)	●	●	●	●	ZEH又は断熱改修において「子育て世帯又は複数世代同居」による加算を受ける場合、 世帯全員分の住民票(続柄の記載有) が必要。	
4	県税の完納証明書(原本)	●	●	●	●		
5	個人住民税の完納証明書(原本)	●	●	●	●		
6	工事請負契約書の写し	●	●	●	●		
7	領収書の写し	●	●	●	●		
8	電力受給契約確認書の写し	●	●	●			
9	出力対比表	●					
10	建物全体のカラー写真	●	●	●	●		
11	太陽電池モジュールの設置カラー写真	●					
12	パワーコンディショナの型式・製造番号・定格出力が確認できる資料	●	△	△		蓄電池・V2Hにおいて、かがわスマートグリーン・バンクの入会要件を満たさない場合は不要。	
13	BELSの評価書の写し	●					
14	建物の登記簿謄本(原本)	△	△	△	●	住民票住所以外の場所に補助対象設備を設置する場合に必要。 ZEHにおいて、建売住宅を購入する場合に必要。	
15	蓄電池の設置カラー写真		●				
16	蓄電池の保証書の写し (型式名、製造番号、保証開始日が確認できるもの)		●				
17	V2Hの設置カラー写真			●			

18	V2Hの保証書の写し (型式名、製造番号、保証開始日が確認できるもの)			●			
19	建物の平面図				●		
20	窓及び玄関ドアの改修後のカラー写真				●		
21	窓及び玄関ドアの出荷証明書				●		
22	振込先口座が確認できる通帳等の写し	●	●	●	●		
23	かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)入会届	△	△	△		入会要件を満たさない場合は不要。	
24	その他必要となる書類	△	△	△	△	補助金の交付決定を行うために必要な書類の提出を追加で求める場合があります。	

別表1-2【補助金交付申請書兼請求書の必要書類について】

必要書類
<p>1 交付申請書兼請求書(様式第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>香川県電子申請・届出システムを利用して作成</u>してください。 ・香川県電子申請・届出システム以外の方法で作成されたものは受付できません。 ・香川県電子申請・届出システムへの入力のみでは、申請したことになりません。<u>帳票出力し、印刷した様式を添付書類とあわせて郵送又は持参で提出</u>してください。 ・<u>断熱改修の申請において、設置した対象設備の記載欄が不足する場合は、別添断熱改修登録製品情報(39 ページ)に記載して提出</u>してください。
<p>2 誓約書(様式第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>必ず申請者本人が内容を確認し、同意したうえで</u>、日付、住所、氏名を記入してください。 ・補助対象設備の設置場所について、<u>契約書等に記載の設置場所、電力受給契約書に記載の受給地点、住民票又は建物の登記簿謄本に記載の住所の表記が一致しない場合は、該当する理由をチェック</u>してください。 ・<u>補助対象設備が蓄電池又はV2Hである場合は、想定される自家消費割合を記入</u>してください。(30%以上でない場合は補助金を受けることはできません。)
<p>3 住民票(原本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 ・県外住所の場合は、前住所の記載のある住民票を提出してください。 ・<u>本籍地は不要です。</u> ・<u>マイナンバーが記載されたものは受理できません。</u> ・ZEH又は断熱改修において「<u>子育て世帯又は複数世代同居</u>」による加算を受ける場合、<u>世帯全員分の住民票(続柄の記載有)が必要</u>です。
<p>4 県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・<u>申請者が県外在住者の場合でも、香川県のものが必要</u>です。(発行されます。) ・香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターで発行しています。(57 ページの地図をご参照ください。) ・<u>証明手数料は1通につき 400 円(香川県証紙)</u>です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターにお問い合わせください。
<p>5 個人住民税の完納証明書(原本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された個人住民税の完納証明書の原本を提出してください。 ・原則として、37、38 ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。) ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。

- ・個人住民税は、1月1日時点で住んでいる市町で課税されます。市町をまたぐ転居をされた場合は、前住所の市町で証明を受けなければならない場合がありますのでご注意ください。(令和7年4月～5月は、令和6年1月1日時点の住所地で証明を受けてください。令和7年6月～令和8年3月は、令和7年1月1日時点の住所地で証明を受けてください。)
- ・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)を提出してください。

6 工事請負契約書の写し

- ・原則としてお客様控えの写しを提出してください。
- ・注文者は、申請者本人でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・補助対象経費が明確に確認できることが必要です。
- ・ZEHの場合は、太陽光発電設備の導入費用が明確に確認できることが必要です。
- ・契約書の本文で補助対象経費、太陽光発電設備の導入費用が確認できない場合は、付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。
- ・ZEHの場合は、設置する太陽電池の公称最大出力が契約書、付属書類、割付図等で確認できることが必要です。
- ・蓄電池を設置する場合は、設置する設備が国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器となっていることが契約書、付属書類等で確認できることが必要です。
- ・V2Hを設置する場合は、設置する設備が一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されていることが契約書、付属書類等で確認できることが必要です。
- ・断熱改修の場合は、窓や玄関ドア1枚ごとの設置に係る費用が確認できることが必要です。
- ・工事請負契約書の代わりとして、注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書の提出でもかまいません。
- ・電子契約の場合、サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。

7 領収書の写し

- ・補助対象経費が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、申請者本人でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印があり、収入印紙を貼付のうえ、消印を行ったものを提出してください。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものを提出してください。
- ・補助対象設備を「立替払」で購入した場合は、専用の領収書見本(45 ページの設置費に関する領収書見本)を基に作成してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書の提出が必要です。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりになりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

8 電力受給契約確認書の写し

- ・ZEHの申請者で、固定価格買取制度(FIT)の認定を取得する場合は、四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」及び「電力受給契約のご案内」の計2枚、中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。
- ・蓄電池又はV2Hを設置する場合は、FIT及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しない又はFITの調達

期間、FIPの交付期間が満了していることが確認できる書類が必要となります。(FITの調達期間が満了している場合は、「買取期間満了のお知らせ」や、電力受給開始日から10年以上経過していることが確認できる「受給開始のお知らせ」及び「電力受給契約のご案内」が必要です。)(四国電力と相対・自由契約をしている場合は、「連系開始のお知らせ」及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要です。)
(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)

9 出力対比表

・原則としてメーカー発行のものを提出してください。

○発行の無いメーカーの場合

・県の定めた書式例(40 ページ参照)と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。

・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名／支店・営業所名をしてください。

・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。

＊特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようにご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。

＊製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていることを確認してください。
(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)

10 建物全体のカラー写真

・補助対象システムを設置した建物の全体が分かるものを提出してください。

・ZEHの場合は、新築工事がすべて完了した後の建物全体の写真を提出してください。建築途中や足場のある状態の写真では受付できません。

・倉庫等の連系点と別の建物に設置した場合、連系点が住居であることの確認できる建物全体写真も必要です。

11 太陽電池モジュールの設置カラー写真

・原則として設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できるものを提出してください(屋根面ごとに必要)。

・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。

・すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図を提出してください(一部分でもモジュール面が写っている写真は必要)。

12 パワーコンディショナの型式・製造番号・定格出力が確認できる資料

・型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、製品の保証書の写し、検査成績証の写しのいずれかを提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)

13 BELSの評価書の写し

・ZEHの定義(ZEH+、ZEH、NearlyZEH)を満たすことが確認できるBELSの評価書の写しを提出してください。

・設計住宅性能評価書や建設住宅性能評価書による代替は認められません。

14 建物の登記簿謄本

・申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内に発行された建物の登記簿謄本を提出してください。

・断熱改修を実施する場合、住民票に記載された住所以外の場所に補助対象設備を設置する場合、建売住宅のZEHを購入する場合に必要となります。

・建物種類に「居宅」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。

・申請者の住所(住民票の住所)と登記簿謄本に記載のある申請者の住所は、一致していることが必要で

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。</u>
<p>15 蓄電池の設置カラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>蓄電池の設置状態が分かるカラー写真</u>を提出してください。
<p>16 蓄電池の保証書の写し(型式名、製造番号、保証開始日が確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号、保証開始日が記載された製品保証書の写し</u>を提出してください。 ・保証書の提出が困難な場合は、<u>型式名、製造番号が確認できる資料(銘板のカラー写真、検査成績証)及び設置完了日が確認できる書類(工事完了報告書など)</u>の提出でもかまいません。
<p>17 V2Hの設置カラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>V2Hの設置状態が分かるカラー写真</u>を提出してください。
<p>18 V2Hの保証書の写し(型式名、製造番号、保証開始日が確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号、保証開始日が記載された製品保証書の写し</u>を提出してください。 ・保証書の提出が困難な場合は、<u>型式名、製造番号が確認できる資料(銘板のカラー写真、検査成績証)及び設置完了日が確認できる書類(工事完了報告書など)</u>の提出でもかまいません。
<p>19 建物の平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>窓及び玄関ドアの位置が確認できる建物の平面図</u>を提出してください。 ・作成例(43 ページ)を参考に作成してください。 ・<u>改修が必須となる居室及び浴室の場所が分かるように記載してください。</u> ・<u>改修した窓及び玄関ドアの位置が分かるように記載してください。</u> ・<u>交付申請書兼請求書(4)断熱改修概要「設置した対象設備」の番号と一致するように、全ての改修箇所に「施工番号」を明記してください。</u> ・手書きでもかまいません。
<p>20 窓及び玄関ドアの改修後のカラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>窓及び玄関ドアの改修後の設置状態が分かるカラー写真</u>を提出してください。 ・改修した窓及び玄関ドアすべての写真が必要です。 ・<u>交付申請書兼請求書(4)断熱改修概要「設置した対象設備」の番号と一致するように、全ての写真に「施工番号」を明記して、どの窓及び玄関ドアの写真かわかるようにしてください。</u>
<p>21 窓及び玄関ドアの出荷証明書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている登録型番・登録番号が確認できるもの</u>を提出してください。 ・原則として、<u>元請業者への販売業者(直前店)が発行した出荷証明書</u>を提出してください。 ・県の定めた書式例(44 ページ)を参考にしてください。工事名は「〇〇様邸改修工事」など、申請者名が確認できるように記載してください。 ・国の類似の補助金の交付を受ける場合は、<u>国の断熱リフォームに係る支援事業において定められた様式の出荷証明書</u>の提出でもかまいません。 ・<u>申請者名の記載があり、今回の補助事業において利用されたことが確認できる場合は、メーカーが発行した性能証明書</u>の提出でもかまいません。
<p>23 振込先口座が確認できる通帳等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>補助金の振込先口座(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義)が確認できる通帳等の写し</u>を提出してください。
<p>22 かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)入会届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)会員規約をご確認いただき、入会届に必要事項を記載した上で、提出してください。 ・蓄電池又はV2Hの申請において、<u>補助金申請から2年前の日より前に太陽光発電設備を設置された場合は入会届の提出は不要</u>です。 ・<u>補助対象設備を設置する住宅が店舗兼用の場合、太陽光発電設備を自己所有以外で設置している場合は入会届の提出は不要</u>です。 ・蓄電池の設置が「有」の場合は、型式や容量が確認できる資料(銘板のカラー写真、検査成績証等)を

添付してください。

23 その他必要となる書類

- ・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

香 川 県 県 税 事 務 所 長 殿

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

年 月 日

窓 口 に 来 た 人 <small>(納税者又は受任者)</small>	住 所	
	刀か ^ナ 氏 名	(生年月日 年 月 日) (電話番号 ())
納 税 者 <small>(委任者)</small>	委 任 状	この納税証明書の交付請求及び受領に関する行為を上記の者に委任します。
	住 所 (本社所在地)	
	刀か ^ナ 氏 名	※法人の場合は、法人代表者の実印 (登記印) を押印 (生年月日 年 月 日) (電話番号 ())
	(法人名称及び代表者職・氏名)	

○該当する□にレ印をつけてください。(複数可)

使用目的	証明書の種類	請求部数
<input type="checkbox"/> 香川県入札参加資格審査申請	<input checked="" type="checkbox"/> すべての県税に滞納がない旨の証明(完納証明書) ※個人の県民税及び地方消費税を除く。	部
<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請(香川県以外)		
<input type="checkbox"/> 金融機関提出	<input type="checkbox"/> 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	
<input checked="" type="checkbox"/> 県の行う補助・融資等の申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 決算変更届	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 建設業許可申請・変更届	<input type="checkbox"/> 個人事業税 (所得年 年)	部
<input type="checkbox"/> 酒類販売業免許申請	→ <input type="checkbox"/> 県税に未納がないこと及び過去2年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> 公益法人に関するもの	→ <input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> NPO法人に関するもの	→ <input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと及び過去3年以内に 重加算金を課されたことがないこと	部
<input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> その他 []	部
請 求 部 数 合 計		部

見 本

納税証明書交付請求書は、県税の完納証明書の発行窓口にあります。
また、県ホームページからもダウンロードできます。

裁			第	号
本 人 確 認	1 枚書類	複数書類①	複数書類② ※②のみ2枚では不可	
	運転免許証 マイナンバーカード 在留カード パスポート 行政書士証票 身体障害者手帳 上記以外の官公署発行の身分証(顔写真付き)	各種保険証() 介護保険被保険者証 共済組合員証 年金手帳 その他	法人が発行した身分証明書(顔写真付き) 行政書士補助者証 納税通知書・領収証書 公共料金の領収書 その他	
	[]	[]	[]	

令和 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称） ⑩

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

印

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

断熱改修 登録製品情報

設置した対象設備

区分	番号※	登録事業	登録型番・登録番号
窓 ・ ガ ラ ス	⑬		
	⑭		
	⑮		
	⑯		
	⑰		
	⑱		
	⑲		
	㉑		
	㉒		
	㉓		
ド ア	③		
	④		

※番号は平面図に記載した施工番号と一致させてください。

注意: 香川県電子申請・届出システムにおける登録製品情報に記入する欄が不足する場合にのみ、
 利用し、他の添付書類と合わせてご提出ください。
 欄が足りない場合は、適宜追加して記入してください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和 年 月 日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

/ 頁

補助事業者名		作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要	
販売者名 ※		会社名/支店・営業所名	
製造メーカー名			

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名			
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	.	W	太陽電池モジュールの枚数(枚)
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)	.	W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

※ 2 ページ目以降は、こちらの様式をご利用ください。

出力対比表 <書式例>

令和 年 月 日

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

／ 頁

補助事業者名	
販売者名 ※	
製造メーカー名	

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名				
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)		W	太陽電池モジュールの枚数(枚)	枚

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和7年 11月25日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

1 / 1 頁

補助事業者名	香川 高太郎	作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要 会社名/支店・営業所名
販売者名 ※	×××株式会社	
製造メーカー名	ABC 電機 (「株式会社」の記入は不要)	

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名	Q D 1 2 5 A - 0 4						
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	125	.	0	W	太陽電池モジュールの枚数(枚)	33	枚
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)	4,125	.	0	W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)	4,211	. 34 W

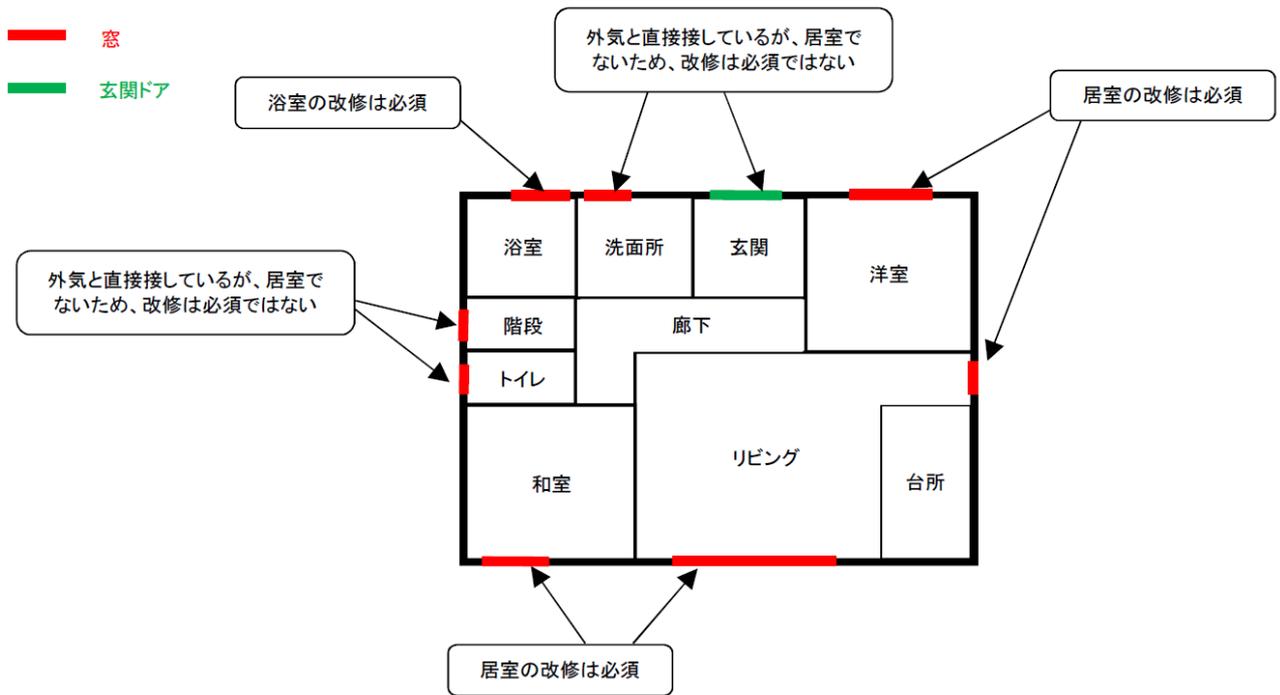
製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

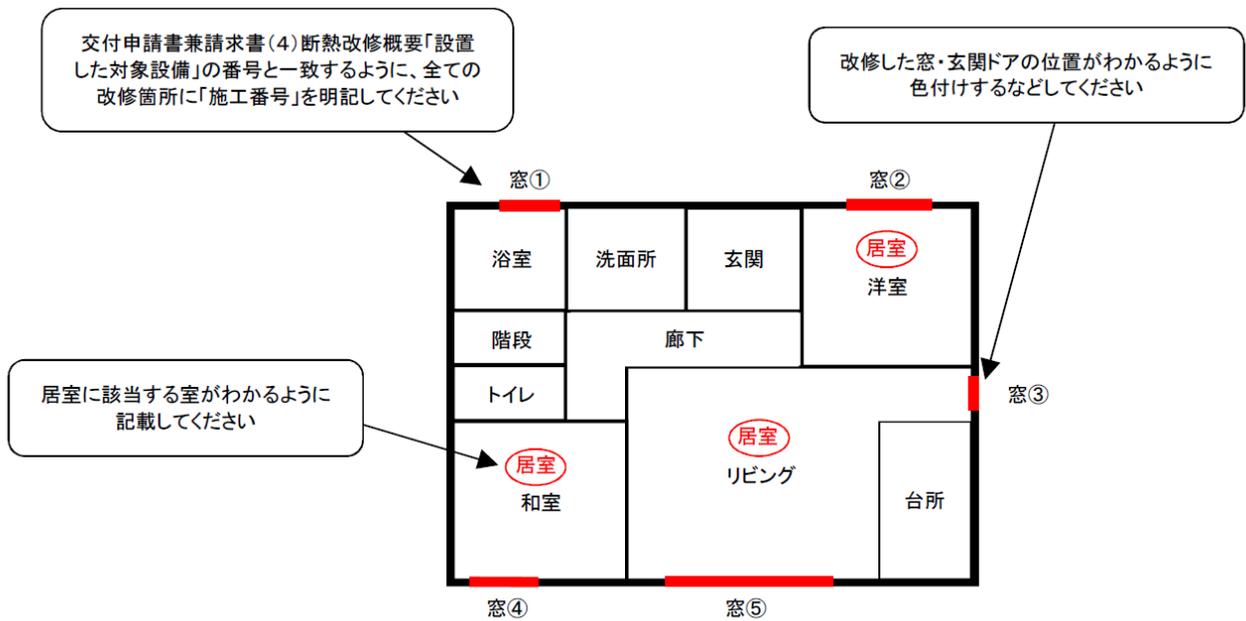
- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

●断熱改修の申請において、改修が必要な窓・玄関ドア



●平面図（作成例）



出荷証明書

下記のとおり出荷したことを証明いたします。

令和 年 月 日
(ページ /)

様

販売業者名 :

工事名 :

住所 :

納品日 : 令和 年 月 日

責任者名 :

(所属部署・
職名・氏名)

電話番号 :

No.	メーカー名	製品名(シリーズ名)	型番	数量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				

設置費に関する領収書見本

〇〇〇〇（顧客） 御中

年 月 日

（ZEH、蓄電池、V2H、断熱改修設備）に関する代金領収書

収入
印紙

香川県〇〇市〇〇町1-1-1
 〇〇ソーラー販売株式会社 〇〇営業所
 営業所長 太 陽 光 男 印

次の顧客の（ZEH、蓄電池、V2H、断熱改修設備）の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する（ZEH、蓄電池、V2H、断熱改修設備）の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧 客	氏 名	
	住 所	
	設置場所	自宅住所に同じ

	費 目	金 額	入 金 (受 領) 日
受 領 金 額	現 金	金 円	令和 年 月 日
	クレジット (クレジット会社名：)	金 円	令和 年 月 日
	その他 ()	金 円	令和 年 月 日
	合 計	金 円	

令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

(1) 住宅

家屋であって、現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの(店舗、事務所等と兼用のものを含む。)

(2) 新築住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新築住宅に該当するもの(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。))をいう。

(3) 既存住宅

住宅のうち、第2条第2号に規定する新築住宅に該当しないもの。

(4) B E L S

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」

(5) 自家消費型太陽光発電設備

次のア及びイに掲げる要件を満たすものとする。

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下「F I T」という。)及びF I P(Feed in Premium)制度の認定を取得しない又はF I Tの調達期間、F I Pの交付期間が満了しているもの。

イ 発電した電力量の30%以上を自家消費するもの。

(6) 居室

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4項に規定する居室に該当するもの(居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。)

(7) 子育て世帯

令和7年4月1日時点又は第9条の規定による申請時点で18歳未満の子を有する世帯。

(8) 複数世代同居

令和7年4月1日時点又は第9条の規定による申請時点で65歳以上の者が直系血族又はその配偶者と同居していること。

(補助金交付の対象)

第3条 知事は、Z E Hや断熱改修等の一層の普及促進及び有効活用を図ることにより、温室効果ガスの排出の量の削減のため、次条第1号に規定する補助事業に要する費用の一部について、同条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内の住宅(住民票の住所で居住していること又は建物登記簿謄本等の種類で住宅であることが確認できるものに限る。)において、次のア～エに掲げる補助事業を行う個人であること。

ア Z E Hの新築又は購入

イ 蓄電池の設置

ウ V 2 Hの設置

エ 高性能建材(窓及び玄関ドア)を用いた断熱改修

(2) 県税を滞納していない者であること。

(3) 県が運営管理するJークレジット制度に基づき県が運営、管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会すること、又はしていること。ただし、「かがわスマートグリーン・

バンク（太陽光発電）」会員規約第4条（1）及び（5）の入会資格を満たさないものについては、その限りではない。

（補助対象設備及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1に定める要件を満たす設備（附帯設備を含む。）とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める額とする。
- 3 補助金の額は、別表3に定める額とする。
- 4 加算額は、別表4に定める額とする。

（交付申請予約の届出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 補助対象設備及び補助金の額
- (3) 第16条の手続代行者に関する情報（手続代行者に手続きを代行させる場合に限る。）
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、交付申請予約の届出があったときは、届出者又は第16条の手続代行者に受付番号を通知するものとする。なお、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、その旨を通知するものとする。

（交付申請予約の届出の受付）

第7条 交付申請予約の届出の受付は、先着順とし、受付期間は、補助事業を実施した年度の2月末日までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

（交付申請予約の取下げ及び変更等）

第8条 交付申請予約の届出を行った者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、交付申請予約の取下げを行わなければならない。

- 2 交付申請予約の届出を行った者は、第6条第1項第2号の内容の変更を行う場合には、速やかに、変更事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は、第2項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、当該変更を承認するか否かを決定し、届出者又は第16条の手続代行者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 申請者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
 - (3) 申請者の住民票（発行日から3箇月以内のものに限る。ただし、ZEH及び断熱改修設備において「子育て世帯又は複数世代同居」による加算を受けようとする場合「世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）」）
 - (4) 県税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - (5) 個人住民税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - (6) かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）入会届（入会要件を満たす場合に限る。）
 - (7) 補助事業の実施に係る領収書の写し
 - (8) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できるカラー写真
 - (9) 住民票に記載された住所以外の場所に設置するときは、建物の所有及び住宅であることを証明する建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）

- (10) 補助対象設備がZ E Hである場合にあっては、次の書類
- ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し(申請者に太陽光発電設備の所有権が無い場合を除く)
 - イ 太陽光発電設備の出力対比表(太陽電池モジュールの製造番号等の確認及び実出力の対比ができるもの)
 - ウ 太陽光発電設備の設置状態を示すカラー写真(太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できるもの)
 - エ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
 - オ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し(B E L S等、第三者認証を受けたもの)
 - カ 新築のZ E Hを購入するときは、建物の登記簿謄本(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (11) 補助対象設備が蓄電池である場合にあっては、次の書類
- ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し(固定価格買取制度(F I T)及びF I P(Feed in Premium)制度を利用しないことが分かるもの又はF I Tの調達期間、F I Pの交付期間が満了していることが分かるもの)
 - イ 蓄電池の設置状態を示すカラー写真
 - ウ 蓄電池の保証書の写し(型式名、製造番号及び保証開始日が確認できるもの)
 - エ かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)の入会要件を満たす場合は、パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
- (12) 補助対象設備がV 2 Hである場合にあっては、次の書類
- ア 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し(固定価格買取制度(F I T)及びF I P(Feed in Premium)制度を利用しないことが分かるもの又はF I Tの調達期間、F I Pの交付期間が満了していることが分かるもの)
 - イ V 2 Hの設置状態を示すカラー写真
 - ウ V 2 Hの保証書の写し(型式名、製造番号及び保証開始日が確認できるもの)
 - エ かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)の入会要件を満たす場合は、パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
- (13) 補助対象設備が断熱改修設備である場合にあっては、次の書類
- ア 建物の登記簿謄本(発行日から3箇月以内のものに限る。)
 - イ 平面図(補助事業を行う窓及びドアの位置が確認できるもの)
 - ウ 窓及びドアの改修後の設置状態を示すカラー写真
 - エ 窓及びドアの出荷証明書等の写し(国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている登録型番・登録番号が確認できるもの)
- (14) その他知事が必要と認める書類
- 3 前項第5号の書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

(交付申請書兼請求書の受付)

第10条 交付申請書兼請求書の受付期間は、補助事業を実施した年度の3月末日(補助事業を繰り越した場合は繰り越した年度の知事が定める日)までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

(補助金の交付の条件)

第11条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得した財産(建売住宅の購入の場合にあっては、第5条に規定する補助対象設備に係る部分に限る。)については、第17条第1項に定める期間は、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金交付決定)

第12条 知事は、第9条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その

申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金の額及び交付を決定した日（以下「交付決定日」という。）を記載したかがわスマートハウス促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、かがわスマートハウス促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（工事の着工、建物の引渡し等）

第13条 補助事業者は、令和7年4月1日以後に、当該補助対象設備の設置等に係る工事の着手（建て売りの場合にあつては、当該補助対象設備が設置された住宅の引渡し）をしなければならない。ただし、補助対象設備がZEHである場合は、ZEHを構成する設備（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備）の工事の着手が、令和7年4月1日以後でなければならない。

- 2 ZEHに対し補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和7年4月1日以後に、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始しなければならない。

3 補助事業者は、交付申請書兼請求書を提出するまでに、補助対象設備の設置等に係る工事を完了し、又は補助対象設備が設置された建物の引渡しを受け、かつ、電力会社と太陽光発電設備の電力受給契約を締結しなければならない（ただしZEHの補助金の交付を受ける場合で、補助事業者が太陽光発電設備の所有権が無い場合を除く）。

- 4 補助事業の完了日は、補助対象設備を領収した日、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始した日、製品保証書における保証開始日のいずれか遅い日とする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は第12条第1項の規定による交付決定を行った場合に支払うものとする。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

（手続代行者）

第16条 補助事業者は、交付申請予約の届出、交付申請予約の取下げ、交付申請予約変更の届出、交付申請書兼請求書及び第20条の繰越承認申請書について、補助対象設備を販売する者等に対して、これらの手続を代行させることができる。

- 2 前項の規定により手続を代行する者（次項において「手続代行者」という。）は、前項の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

（取得財産等の管理）

第17条 規則第22条第2項ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）とし、同項第4号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

- 2 補助事業者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分制限）

第18条 補助事業者は、規則第22条第2項の規定に基づき、補助事業により取得した財産（建売住宅の購入の場合にあつては、第5条に規定する補助対象設備に係る部分に限る。）の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を得なけ

ればならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

(報告)

- 第19条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(補助事業の繰越し)

- 第20条 交付申請予約の届出を行った者は、特別の事情により補助事業が交付申請書兼請求書の受付期間内に完了しないとき（ただし、補助対象設備の設置等に係る工事が完了しているときに限る。）は、知事が定める日までにかがわスマートハウス促進事業補助金繰越承認申請書（様式第7号。以下「繰越承認申請書」という。）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
 - 2 繰越承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業の実施状況を示すカラー写真
 - (2) 補助対象設備がZEHである場合にあっては、住宅の建築工事が完了していることを証明する書類（検査済証の写し、建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）等）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
 - 3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、その申請の内容を審査し、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

- 第21条 第6条、第8条及び第9条の規定による届出又は申請については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出又は申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせ、その方法は知事が別に定める。
 - 2 前項の規定により行われる届出又は申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(書類の提出)

- 第22条 この要綱により知事に提出する書類（以下「書類」という。）の部数は1部とする。
 - 2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室とする。
 - 3 書類の提出の方法は、郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）又は持参によるものとする。

(補助事業に関する調査への協力)

- 第23条 この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、補助事業に関する調査に協力するものとする。

(その他)

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

別表1 (第5条関係)

	補助対象設備	補助要件
(1)	Z E H (外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅)	Z E Hを新築する又は新築のZ E H (売買契約締結時点で建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないZ E H) を購入するものであって、次のア及びイの要件を満たすもの ア B E L S等の第三者評価により、Z E Hの評価・認証を受け、Z E HロードマップにおけるZ E Hの定義 (ZEH+、ZEH、NearlyZEH) を満たすことが証明できる住宅であるもの イ 戸建住宅であるもの
(2)	蓄電池 (電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を住宅に電気を供給できる設備)	蓄電池から供給される電気を当該蓄電池が設置される住宅において消費することを目的として設置されるものであって、次のア～オの要件を満たすもの ア 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの イ 自家消費型太陽光発電設備と連系されるもの ウ 蓄電池・電力変換装置は未使用品であるもの エ 既存住宅又は新築のZ E Hに設置されるもの オ 戸建住宅に設置されるもの
(3)	V 2 H (次世代自動車 (電気自動車やプラグインハイブリット車、燃料電池自動車) に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できるようにし、自動車と住宅とで電力を相互に供給する設備)	V 2 Hを介して電気自動車等から供給される電力が、住宅で消費されるものであって、次のア～オの要件を満たすもの ア 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金において、補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの イ 自家消費型太陽光発電設備と連系されるもの ウ V 2 Hは未使用品であるもの エ 既存住宅又は新築のZ E Hに設置されるもの オ 戸建住宅に設置されるもの
(4)	断熱改修設備 (高断熱窓及び高断熱ドア)	外気と直接接している全ての窓及び玄関ドアを改修する工事 (ただし、次のa～eに該当する窓及び玄関ドアを改修しない場合を含む。) で設置されるものであって、次のア～ウの要件を満たすもの a 居室及び浴室以外に設置されている窓及び玄関ドア b 300×200mm以下のガラスを用いた窓 c 換気を目的としたジャロジー窓や換気小窓 (障子を閉めた状態で換気を行うことができる、障子に組み込まれた小窓をいう。) d 天窓、ガラスブロック e 補助対象事業に係る工事請負契約の締結時点で、国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている製品が設置されている窓及び玄関ドア ア 次のa～cの国の断熱リフォームに係る支援事業において、

		補助対象製品として登録されている窓（ガラスを含む）及び 玄関ドアを設置するもの a 子育てグリーン住宅支援事業 b 先進的窓リノベ事業 c 既存住宅の断熱リフォーム支援事業 等 イ 窓及び玄関ドアは未使用品であるもの ウ 既存住宅に設置されるもの
--	--	---

別表2（第5条関係）

	補助対象設備	補助対象経費
(1)	Z E H	補助対象設備の新築又は購入に係る経費の合計額
(2)	蓄電池	補助対象設備本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額
(3)	V 2 H	補助対象設備本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額
(4)	断熱改修設備	補助対象設備本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費（既存機器の撤去・処分費及び補助対象設備の設置に直接関係のない工事費等を除く。）から国及び他の地方公共団体の類似の補助金の額を控除して得た額

別表3（第5条関係）

	補助対象設備	補助金の額
(1)	Z E H	20万円 ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）
(2)	蓄電池	補助対象経費の10分の1の額又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）
(3)	V 2 H	10万円 ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）
(4)	断熱改修設備	20万円 ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）

※（1）、（4）の補助金の併用は不可

※（2）、（3）の補助金の併用は不可

別表4（第5条関係）

	補助対象設備	加算額
(1)	Z E H	子育て世帯又は複数世代同居に該当する場合、5万円
(2)	断熱改修設備	子育て世帯又は複数世代同居に該当する場合、5万円

香川県補助金等交付規則（平成15年3月25日規則第28号）

改正 平成16年3月26日 規則第12号
平成24年3月30日 規則第19号

（目的）

第1条 この規則は、補助金等の交付について、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、その交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- （1）補助金
- （2）利子補給金
- （3）前2号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、間接補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

（補助事業者等及び間接補助事業者等の責務）

第3条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。
2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（決定をしない場合）

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（補助金等の交付の条件）

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
（1）補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
（2）補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
（3）補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
（4）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
（5）知事の求めに応じて補助事業等に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助事業

等に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内（知事が別に期日を定めたときは、その期日まで）に、書面により当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により次の各号のいずれかに該当することとなったときその他特別の必要が生じたときは、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものを除き、当該補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 天災その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができないとき。

2 第7条の規定は、前項の規定により取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせなければならない。間接補助金等を他の用途に使用させてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業者等が行う報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による命令をするときは、当該補助事業者等にその理由を示すものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、そ

の報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

- 2 第12条第3項の規定は前項の規定による命令について、第13条の規定は同項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第16条 知事は、補助金等の額の確定後において当該補助事業者等に補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、知事の定めるところにより、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 4 知事は、間接補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 5 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 知事は、第1項から第4項までの規定により取消しをしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項若しくは第3項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

(帳簿書類の作成等)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(電磁的記録による作成)

第24条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年香川県条例第1号)第3条の規定の適用を受ける場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをとらなければならない。

(電磁的方法による提出)

第25条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定の適用を受ける場合を除き電磁的方法(情報通信の技術を利用する方法であって知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

附 則 (平成16年3月26日規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第19号)

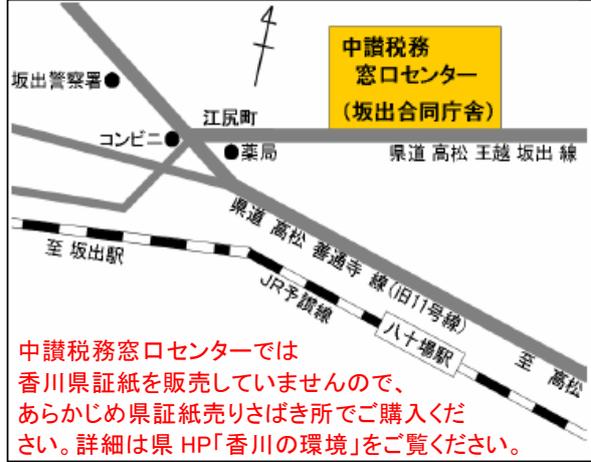
この規則は、公布の日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

県税の完納証明書の発行場所のご案内

香川県県税事務所 高松市松島町 1-17-28
電話 087-806-0304



中讃税務窓口センター 坂出市江尻町 1355
電話 0877-46-0421



東讃県民センター さぬき市津田町津田 930-2
電話 0879-42-1370



小豆県民センター 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5
電話 0879-62-2266



中讃県民センター 普通寺市生野本町 1-1-12
電話 0877-62-9610



西讃県民センター 観音寺市坂本町 7-3-18
電話 0875-25-5200





香川県 環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室
 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 **香川県庁東館2階**
 電話:087-832-3851(直通) FAX:087-806-0227